

(本約款の適用)

第1条 当館の締結する宿泊契約及びこれに関する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定められていない事項については、法令又は慣習によるものとします。

2 当館は、前項の規定にかかわらず、この約款の趣旨、法令及び慣習に反しない範囲で特約に応ずることができません。

(宿泊契約の申込み)

第2条 当館に宿泊契約の申込みをしようとする者は、次の事項を当館に申し出ていただきます。

- (1) 宿泊者名
- (2) 宿泊日及び到着予定時刻
- (3) 宿泊料金
- (4) その他当館が必要と認める事項

2 宿泊の申込みをした者は、当館が宿泊者の氏名、住所、電話番号等を記載した宿泊者名簿の提出を依頼したときは、宿泊契約成立後であっても、直ちに提出するものとします。

3 前項第2項の宿泊日を超えて宿泊の継続を申し入れた場合、その申し出がなされた時点で新たな宿泊契約の申込みがあったものとして処理します。

(宿泊契約の成立等)

第3条 宿泊契約は当館が前条の申込みを承認したときに成立するとします。

2 当館が、インターネットサイトに誤った宿泊料金を提示し、又は電話にて誤った宿泊料金をご案内し、当該宿泊料金に基づき、宿泊約款の申込みをされ、当館が承諾した場合は、当該料金がその前後の期日の宿泊料金に比べ著しく低廉であるときは、当該料金につき「限定」、「特別」、「キャンペーン」等の低廉である理由の表示又はご案内の無い限りは、民法上の錯誤による承諾であることから、宿泊契約は無効とさせていただきます、速やかにその旨の通知を差上げます。

3 当館は、宿泊予定日前の任意の日、宿泊客からいただいた連絡先に予約の確認を差し上げることがあります。

4 第1項の規定により宿泊契約が成立したときは、期限を決めて、宿泊期間(宿泊期間が3日を越える場合は3日間)の宿泊料金を限度とする申込金を当館が指定する日までに、お支払いいただきます。

5 申込金は、まず、宿泊客が最終的に支払うべき宿泊料金に充当し、第5条及び第17条の規定を適用する事態が生じたときは、違約金に次いで賠償金の順序で充当し、残金があれば返却します。

6 第4項の申込金を同項の規定により当館が指定した日までにお支払いいただけない場合は、宿泊契約はその効力を失うものとし、申込金の支払期日を指定するに当たり、当館がその旨を宿泊客に告知した場合に限り、当館が別途定める方法によるものとします。

7 連泊の場合の宿泊料金の精算については、当館が別途定める方法によるものとします。

(宿泊引き受けの拒絶)

第4条 次の場合に宿泊の引き受けをお断りすることがあります。

- (1) 宿泊の申し込みがこの約款によらないものであるとき。
- (2) 満室、満員により客室に余裕がないとき。
- (3) 宿泊しようとする者が、宿泊に関し、法令の規定又は公の秩序又は当館に定める利用規則若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき。
- (3) -2 宿泊しようとする者が、当館内で合理的な理由のない苦情、要求を申し立てた等、当館内の平穏な秩序を乱すおそれがあると認められるとき。
- (4) 宿泊しようとする者が、次のイからハに該当すると認められるとき。

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)、同条第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力
ロ 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき

ハ 法人でその役員のうちに暴力団員に該当する者があるもの

- (5) 宿泊しようとする者が他の客に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。
- (6) 宿泊しようとする者が伝染病者であると、明らかに認められるとき。
- (7) 宿泊に関し暴力的要求行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
- (8) 天災、その他やむを得ない理由により宿泊させることができないとき。
- (9) 奈良旅館業法施行条例第3条の規定する場合に該当するとき。
- (10) 宿泊の申込みをした者が、自己の商業目的を秘して申込みをしたとき。
- (11) 部屋の商業的利用を目的とする予約であるとき。

(12) 宿泊しようとする者が、感染症法に定める特定感染症の患者等であるとき。

(13) 宿泊しようとする者が、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項に規定する者であると認められるとき。

(14) 宿泊しようとする者が、泥酔、若しくはその言動が著しく異常、又はその身体、衣服等が著しく不潔など、他の客に迷惑を及ぼす恐れのあるとき。

(予約解除の違約金)

第5条 当館は、宿泊予約の申し込み者が、宿泊予約の全部又は一部を解除したときは、別表、違約金申し受け規定により、違約金を申し受けます。

2 当館は、宿泊者が連絡しないで宿泊日当日の午後6時(あらかじめ予定到着時刻の明示されている場合は、その時刻を1時間経過した時刻)になっても到着しないときは、その宿泊予約は申込者により解除されたものとみなし処理することがあります。

3 前項の規定により解除されたものとみなした場合において、宿泊者が、その連絡をしないで到着しなかったことが列車、航空機等公共の運輸機関の不着又は遅延その他宿泊者の責に帰さない理由によるものであることを証明したときは、第1項の違約金は頂きません。

(予約の解除)

第6条 当館は、他に定める場合を除くほか、次の場合には宿泊予約を解除することができます。

- (1) 第4条第1号から第10号までに該当することになったとき。
- (2) 宿泊客が次のイからハに該当すると認められるとき。
イ 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力
ロ 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき

ハ 法人でその役員のうちに暴力団員に該当する者があるもの

- (3) 宿泊客が他の宿泊客に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。
- (4) 宿泊客が伝染病者であると明らかに認められるとき。
- (5) 宿泊に関し暴力的要求行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
- (6) 第2条第1項の事項の明告を求めた場合において、期限までにそれらの事項が明告されないとき。
- (7) 第3条第2項の予約金の支払いを請求した場合において、期限までにその支払いがないとき。
- (8) 寝室での寝たばこ、消防用設備等に対するいたずら、その他当館が定める利用規則の禁止事項(火災予防上必要なものに限る。)に従わないとき。
- (9) 宿泊者が、当館に対して、時期を失したクレームを申し立てたとき。

(10) 宿泊者が、部屋の商業的利用を行ったとき。

(11) 宿泊者が、宿泊者名簿の提出を拒否したとき。

(12) 宿泊者が感染症法に定める特定感染症の患者等であるとき。
(13) 宿泊者が、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項に規定する者であると認められるとき。

2 当館が前項の規定に基づいて宿泊契約を解除したときは、宿泊客がいまだ提供を受けていない宿泊サービス等の料金はいただきません。

3 宿泊者が客室の使用を開始したのち、当館の承諾なく任意に宿泊しなかった場合においても宿泊料金は申し受けません。

(宿泊の登録)

第7条 宿泊者は、宿泊日当日当館の玄関帳場(フロントオフィス)において次の事項を当館に登録して下さい。

- (1) 宿泊者の氏名、住所、電話連絡先、国籍、
- (2) 外国国籍の方は、パスポートコピーをとらせていただきます。
- (3) その他当館が必要と認めた事項

(チェックイン・チェックアウトタイム)

第8条 宿泊者が、当館の客室をご利用いただける時刻(チェックインタイム)は、午後3時30分以降、午後6時までとします。

2 宿泊者が、当館の客室をおあけいただく時刻(チェックアウトタイム)は、午前10時とします。

3 当館は、前項の規定にかかわらず、チェックアウトタイムをこえて客室の使用に応じる場合があります。この場合においては、次に掲げるとおり追加料金を申し受けません。

- (1) 正午までは 総宿泊料金の3分の1
- (2) 正午以降 総宿泊料金の全額

(営業時間等)

第 9 条 当館の営業時間は、次のとおりとします。

- (1) フロントサービス 午前 7 時から午後 10 時まで
- (2) 夕食提供開始サービス 午後 5 時 30 分から午後 6 時 30 分
- (3) 朝食提供開始サービス 午前 7 時 30 分から午前 8 時 30 分
- (4) 食事追加サービス 午後 5 時から午後 7 時 (サービス可能な時)
- (5) 客室係サービス

午前 7 時 30 分から午前 10 時 午後 3 時 30 分から午後 8 時

2 第 1 項の時間は、臨時に変更することがあります。

(料金の支払い)

第 10 条 料金の支払いは、通貨又は当館が認めたクーポン券、若しくはクレジットカードにより、宿泊者の出発の際又は当館が請求したとき当館の玄関帳場(フロント)において行っていただきます。

2 宿泊者が客室の使用を開始したのち任意に宿泊しなかった場合においても宿泊料金は申し受けれます。

(利用規則の厳守)

第 11 条 宿泊者は、当館内において、当館が定めて客室内ご案内に提示した利用規則に従っていただきます。

(宿泊継続の拒絶)

第 12 条 当館は、お引き受けした宿泊期間中といえども、次の場合には、宿泊の継続をお断りすることがあります。

(1) 第 4 条第 3 号から第 10 号までに該当することになったとき。

(2) 前条の利用規則に従わなかったとき。

2 当館が前項の規定に基づいて宿泊契約を解除したときは、宿泊客がいまだ提供を受けていない宿泊サービス等においても宿泊料金は申し受けれます。

3 宿泊者が客室の使用を開始したのち任意に宿泊しなかった場合においても宿泊料金は申し受けれます。

(宿泊の責任)

第 13 条 当館の宿泊に関する責任は、宿泊者が当館の玄関帳場(フロントオフィス)において宿泊の登録を行った時又は客室に入った時のうちいずれか早い時に始まり、宿泊者が出発するため客室を開けた時に終わります。

2 当館の責に帰すべく理由により宿泊者に客室の提供が出来なくなったときは、天災その他の理由により困難な場合を除き、その宿泊者に同一又は類似の条件による他の宿泊施設を斡旋します。この場合には、客室の提供が継続できなくなった日の宿泊料金を含むその後の宿泊料金はいただきません。

3 宿泊客がフロントにお預けになった物品又は現金並びに貴重品について、損害が生じたときは、それが不可抗力である場合を除き、当館はその損害を賠償いたします。ただし、現金及び貴重品についてはその種類及び価格の明告を、宿泊客が行わなかったときは、当館は 15 万円を限度としてその損害を賠償いたします。

4 当館は、第 3 項に基づく損害賠償責任のあるときであっても、次に定める物品については、その責任を負いません。

(1) 稿本、設計書、図案、帳簿その他これらに準ずるもの(磁気テープ、磁気ディスク、CD ロム、光ディスク等情報機器(コンピュータ及びその端末装置等の周辺機器)で直接処理を行える記録媒体に記録されたものを含みます)

5 当館は、万一の火災、盗難等に対応するため、旅館賠償責任保険に加入しております。

6 宿泊者が、当館の責に帰すべき事由により、所持する物品を滅失、毀損又は汚染したときは、当館は、その損害を賠償します。ただし、宿泊者がその物品の種類及び価額についてあらかじめ明告した場合を除き、当館は 15 万円を限度としてその損害を賠償します。(宿泊料金等)

第 14 条 当館の宿泊料金は、1 泊 2 食(サービス料込み、諸税別)が基本となり、シーズン、客室入り込み人数、食事提供サービスにより、宿泊料金が異なりますので、宿泊予約の申し込み時にご確認下さい。

2 当館の小人料金設定は、お食事提供サービスと御部屋への備品提供サービスにより次のとおりとします。(旅行業者、OTA、インターネット等 経由でのご予約の場合はそれらの規定を優先いたします)

(1) 小人料金(大人料金の 70%)

寝具、衣類及びその他備品を大人同様に提供し、大人料理の数を減らした料理を提供する。

(2) 小人 B 料金(大人料金の 50%)

寝具、衣類及びその他備品を大人同様に提供し、小人料理(ランチ等)を提供する。

(3) 小人 C 料金(大人料金の 30%)

寝具、衣類及びその他備品を大人同様に提供し、料理の提供を行わない。

(4) 小人 D 料金(大人料金の 10%)

寝具、衣類、料理、その他備品の一切の提供を行わない。

(忘れ物の取扱)

第 15 条 宿泊客がチェックアウトしたのち、宿泊客の手荷物又は携帯品が当館に置き忘れられていた場合において、その所有者が判明したときは、当館は当該所有者に連絡するとともにその指示を求めるものとします。ただし所有者の指示が無い場合又は所有者が判明しないときは、発見日を含め 7 日間保管し、その後当館の判断により、吉野警察署に届けるか、もしくは廃棄処分させていただきます。

2 宿泊者が当館内に置き忘れられた物品について、その所有者が判明しない場合、又は所有者が判明しても所有者に引き取る意思がない場合は、発見日を含め 7 日間保管した後、これを遺失物法に基づく処理をします。

3 宿泊者が当館内に置き忘れられた物品又は携帯品が、情報機器(コンピュータ、ワープロ、その他の情報端末及びこれらの周辺機器)の場合は、その情報記録媒体に記録された情報については、お客様のプライバシー保護の観点から、当館は、いかなる場合であってもこれを開示することなく、発見日を含め 7 日間保管した後、確実に消去いたします。

4 当館は、遺失物の処理に関し、民法第 717 条の規定を適用しません。

(駐車場利用)

第 16 条 宿泊客が当館の駐車場をご利用になる場合、車両キーの寄託の如何にかかわらず、当館は場所をお貸しするものであって、車両の管理責任まで負うものではありません。ただし、駐車場の管理に当たり、当館の故意又は過失によって損害を与えたときは、その賠償の責めに任じます。

(宿泊客の責任)

第 17 条 宿泊客の故意又は過失により当館が損害を被ったときは、当該宿泊客は当館に対し、その損害を賠償していただきます。

(時期を失したクレームの禁止)

第 18 条 宿泊者は、宿泊後、相当の期間を経過した後に、当館に対してクレームを申し立てることはできないものとします。

(管轄裁判所と準拠法)

第 19 条 当館と宿泊客との間の宿泊契約に関する紛争は、日本法を準拠法とし、当館の所在地を管轄する地方裁判所または簡易裁判所をもって専属管轄裁判所とします。

付則

昭和 60 年 4 月 1 日 国土交通省の公示するモデル宿泊約款を当館の宿泊約款と定める

平成 23 年 4 月 1 日 一部新設、改正同日施行する

令和元年 5 月 1 日 一部新設、改正同日施行する

令和 2 年 4 月 17 日 一部新設、改正同日施行する

令和 7 年 4 月 1 日 一部新設、改正同日施行する

以上



旅館業営業許可番号 環衛第 203 号の 19

株式会社 吉野荘 湯川屋